

## 第4章 児 童 福 祉

## 第4章 児童福祉

### 第1節 児童福祉の動向

これまでの児童福祉に関する施策は、児童福祉法（昭和22年）をはじめとし、知的障害者福祉法（昭和35年）、児童扶養手当法（昭和36年）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年）、母子保健法（昭和40年）、児童手当法（昭和46年）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年）等の法令に定められている体系に沿って種々の措置が講じられています。

しかし、近年は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て力の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、複雑・多様化している保育需要や児童をめぐる問題に的確に対応することが困難になってきています。

このような中、次代の社会を担う子どもたちが幸せに育つことのできる良好な地域環境の整備や、子育てをする人が、子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが求められています。

平成15年7月には国において「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての自治体は「次世代育成支援行動計画」を策定することになりました。小平市においても、学識経験者、子育て関係機関の代表者、公募市民などから構成された「子育て支援協議会」においてご意見をいただくとともに、市内各地域で市民懇談会を開催し、直接市民の皆様からご意見を伺いながら平成17年3月に「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

また、平成20年には次世代育成支援に関するニーズ調査を行い、実態を把握するとともに、将来予測されるニーズを推計した上で、計画の見直しを行い平成22年3月に「次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、次世代育成支援の推進に努めてきました。

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」に円滑に対応するため、「みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら」を基本理念とする「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、計画の推進においては、「子ども・子育て支援法」により「小平市子ども・子育て審議会条例」に基づいて設置した「子ども・子育て審議会」にも審議を諮り、事業を展開しています。

平成30年に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育ての実態や潜在的なニーズの把握を行い、令和2年3月に「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定しました。

## 第2節 児童福祉の現況

### 1 保育園

#### (1) 保育実施（保育課）

保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。入園の要件は、保育にあたる保護者がつぎのいずれかに該当している場合です。

- ①市町村が定める時間（月48時間）以上労働することを常態とすること。
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（出産月及び前後2か月の5か月）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。（入園後3か月以内に就労開始が条件）
- ⑦その他、何らかの理由で児童を保育できないこと。

#### (2) 保育園等入園申請及び募集（保育課）

令和3年4月現在、小平市の認可保育園は、市立保育園が9園、私立保育園が35園となっています。（表5）

表1は、令和3年4月1日現在の申請及び募集状況です。

表1 入園申請及び募集状況

年齢 件数	H27.4.2 以降の出生 ～5歳	H28.4.2 以降の出生 ～4歳	H29.4.2 以降の出生 ～3歳	H30.4.2 以降の出生 ～2歳	H31.4.2 以降の出生 ～1歳	R2.4.2 以降の出生 ～0歳	合計
申請 件数	8	20	116	195	507	362	1,208
募集 件数	41	27	154	82	315	337	956

（認定こども園・地域型保育を含む）

## (3) 年次・年齢別保育実施状況（保育課）

表2は管外委託を含めた入園の年次別年齢別推移を示したものです。

表2 年齢別入園状況

(各年4月1日)

年齢別 年度	入園人員 (人)	4歳児以上 (人)	3歳児 (人)	2歳児 (人)	1歳児 (人)	0歳児 (人)	管外(再掲) (人)
平成 24	2,070	814 (39.3%)	429 (20.8%)	371 (17.9%)	317 (15.3%)	139 (6.7%)	(56)
25	2,213	859 (38.8%)	443 (20.0%)	405 (18.3%)	344 (15.6%)	162 (7.3%)	(58)
26	2,451	927 (37.8%)	505 (20.6%)	448 (18.3%)	387 (15.8%)	184 (7.5%)	(67)
27	2,760	1,026 (37.2%)	538 (19.5%)	519 (18.8%)	440 (15.9%)	237 (8.6%)	(71)
28	2,896	1,095 (37.8%)	563 (19.5%)	534 (18.4%)	458 (15.8%)	246 (8.5%)	(70)
29	3,283	1,138 (34.7%)	631 (19.2%)	624 (19.0%)	582 (17.7%)	308 (9.4%)	(62)
30	3,432	1,246 (36.3%)	646 (18.8%)	665 (19.4%)	577 (16.8%)	298 (8.7%)	(52)
令和 元	3,531	1,290 (36.5%)	675 (19.1%)	670 (19.0%)	591 (16.7%)	305 (8.7%)	(69)
2	3,603	1,327 (36.8%)	685 (19.0%)	681 (19.0%)	606 (16.8%)	304 (8.4%)	(71)
3	3,642	1,368 (37.6%)	675 (18.5%)	687 (18.9%)	608 (16.7%)	304 (8.3%)	56

(4) 理由別保育実施状況（保育課）

表3は、各年度の4月1日付で新規に入園した入園児の保育に欠ける理由別の表です。

表3 理由別入園状況

(各年4月1日)

理由別 年度	新規 入園人員	居宅外労働		居宅内労働		その他	
		外勤 (人)	その他 (人)	自営 (人)	内職 (人)	出産・疾病 心障介護等 (人)	その他 (人)
平成24	514	404 (78.6%)	55 (10.7%)	27 (5.3%)	0 (0.0%)	14 (2.7%)	14 (2.7%)
25	581	429 (73.8%)	72 (12.4%)	27 (4.6%)	0 (0.0%)	23 (4.0%)	30 (5.2%)
26	625	485 (77.6%)	54 (8.6%)	30 (4.8%)	0 (0.0%)	26 (4.2%)	30 (4.8%)
27	716	634 (88.5%)	13 (1.8%)	43 (6.0%)	0 (0.0%)	7 (1.0%)	19 (2.7%)
28	685	539 (78.7%)	69 (10.1%)	29 (4.2%)	0 (0.0%)	19 (2.8%)	29 (4.2%)
29	914	624 (68.3%)	124 (13.6%)	90 (9.8%)	0 (0.0%)	26 (2.8%)	50 (5.5%)
30	795	581 (73.1%)	65 (8.2%)	69 (8.7%)	1 (0.1%)	17 (2.1%)	62 (7.8%)
令和元	804	576 (71.6%)	76 (9.5%)	79 (9.8%)	0 (0.0%)	19 (2.4%)	54 (6.7%)
2	783	543 (69.3%)	108 (13.8%)	74 (9.5%)	0 (0.0%)	21 (2.7%)	37 (4.7%)
3	772	514 (66.6%)	132 (17.1%)	71 (9.2%)	0 (0.0%)	15 (1.9%)	40 (5.2%)

※転園者及び管外受託者は除く。

(5) 階層別保育実施状況（保育課）

表 4 は、階層別入園の推移です。

表 4 徴収金基準階層別入園状況年次推移(百分率) (各年 4 月 1 日 単位：%)

年度		平成 24	25	26
階層				
A		2.3	2.2	2.3
B		9.3	8.6	7.3
C	1	0.7	0.5	0.8
	2	1.2	1.5	0.9
	3	4.2	4.4	3.6
	計	6.1	6.4	5.3
D	1	12.9	12.4	14.4
	2	3.2	3.1	2.7
	3	2.7	3.8	3.8
	4	5.7	5.5	6.1
	5	6.4	5.9	5.6
	6	6.5	7.9	7.8
	7	6.6	6.8	5.8
	8	5.4	6.3	5.2
	9	5.7	6.4	7.3
	10	4.7	4.2	3.9
	11	3.9	3.9	4.6
	12	18.6	16.7	17.9
計		82.3	82.8	85.1

- (注) A =生活保護法による被保護世帯  
 B =前年度分の市民税非課税世帯  
 C 1 =前年度分市民税のうち均等割のみの課税世帯  
 C 2 = " 所得割税額が 10,000 円未満の世帯  
 C 3 = " " 10,000 円以上の世帯  
 D 1 =前年分所得税額が 2,000 円未満の世帯  
 D 2 = " 2,000 円以上 10,000 円未満の世帯  
 D 3 = " 10,000 円以上 20,000 円未満の世帯  
 D 4 = " 20,000 円以上 35,000 円未満の世帯  
 D 5 = " 35,000 円以上 50,000 円未満の世帯  
 D 6 = " 50,000 円以上 70,000 円未満の世帯  
 D 7 = " 70,000 円以上 90,000 円未満の世帯  
 D 8 = " 90,000 円以上 110,000 円未満の世帯  
 D 9 = " 110,000 円以上 140,000 円未満の世帯  
 D10 = " 140,000 円以上 170,000 円未満の世帯  
 D11 = " 170,000 円以上 210,000 円未満の世帯  
 D12 = " 210,000 円以上の世帯

年度 階層	平成 27	28	29	30	令和 元
1	1.8	1.6	1.0	0.8	0.8
2	7.4	5.9	5.6	3.8	3.4
3	0.8	0.7	0.4	1.0	0.6
4	1.8	2.0	1.6	1.9	2.2
5	1.5	1.5	1.6	1.5	1.2
6	1.9	1.6	2.1	1.9	1.1
7	1.4	1.9	1.6	2.0	1.4
8	4.1	4.6	4.1	4.2	3.5
9	2.2	1.7	2.6	2.0	1.9
10	3.5	2.9	2.6	2.6	2.9
11	3.6	3.2	3.0	3.1	3.3
12	3.5	3.8	4.1	3.7	4.2
13	3.7	3.8	3.5	4.1	4.4
14	4.4	5.1	5.4	4.4	4.4
15	2.1	2.2	1.3	2.0	2.5
16	2.6	1.8	1.9	2.1	2.4
17	3.6	3.2	4.0	4.1	3.8
18	5.2	5.2	5.0	5.6	5.4
19	6.3	7.4	5.7	5.8	6.5
20	10.8	10.0	11.1	11.1	10.9
21	10.7	11.7	12.5	12.9	13.1
22	10.9	11.2	12.5	11.8	12.7
23	6.2	7.0	6.8	7.6	7.5

(注) 保育料階層区分

1	生活保護世帯
2	市町村民税非課税世帯
3	市町村民税が均等割のみの世帯
4	35,000円未満
5	35,000円以上 48,600円未
6	48,600円以上 60,000円未
7	60,000円以上 70,000円未
8	70,000円以上 89,000円未
9	89,000円以上 97,000円未
10	97,000円以上 107,000円未
11	107,000円以上 119,000円未
12	119,000円以上 131,000円未
13	131,000円以上 143,000円未
14	143,000円以上 157,000円未
15	157,000円以上 163,000円未
16	163,000円以上 169,000円未
17	169,000円以上 180,000円未
18	180,000円以上 196,000円未
19	196,000円以上 215,000円未
20	215,000円以上 250,000円未
21	250,000円以上 301,000円未
22	301,000円以上 397,000円未
23	397,000円以上

※子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成27年度から保育料階層区分が変更となりました。

年度 階層	令和 2	3
1	0.4	0.4
2	3.7	2.1
3	0.3	0.5
4	1.6	1.7
5	1.6	1.0
6	1.0	1.1
7	1.2	1.4
8	2.2	2.5
9	2.6	2.3
10	1.8	2.1
11	2.8	2.1
12	3.8	4.0
13	4.2	4.4
14	3.6	3.9
15	5.7	6.0
16	2.4	2.2
17	2.6	2.5
18	5.2	4.0
19	6.5	6.5
20	6.4	6.7
21	12.5	13.0
22	5.2	5.6
23	6.3	6.4
24	4.7	4.7
25	6.2	7.1
26	4.1	3.7
27	1.4	2.1

(注) 保育料階層区分

1	生活保護世帯
2	市町村民税非課税世帯
3	市町村民税が均等割のみの世帯
4	35,000 円未満
5	35,000 円以上 48,600 円未満
6	48,600 円以上 57,700 円未満
7	57,700 円以上 65,000 円未満
8	65,000 円以上 77,101 円未満
9	77,101 円以上 89,000 円未満
10	89,000 円以上 97,000 円未満
11	97,000 円以上 107,000 円未満
12	107,000 円以上 119,000 円未満
13	119,000 円以上 131,000 円未満
14	131,000 円以上 143,000 円未満
15	143,000 円以上 157,000 円未満
16	157,000 円以上 163,000 円未満
17	163,000 円以上 169,000 円未満
18	169,000 円以上 180,000 円未満
19	180,000 円以上 196,000 円未満
20	196,000 円以上 215,000 円未満
21	215,000 円以上 250,000 円未満
22	250,000 円以上 270,000 円未満
23	270,000 円以上 301,000 円未満
24	301,000 円以上 330,000 円未満
25	330,000 円以上 397,000 円未満
26	397,000 円以上 517,000 円未満
27	517,000 円以上

※幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、保育料決定は0～2歳児のみ

表5 認可保育園一覧

(令和3年4月1日)

保 育 園 名	所 在 地	電 話	定員(人)		開 園 年 月 日
			3歳 未満	3歳 以上	
市立大沼保育園	大沼町2-2-8	042-341-0726	42	90	38. 2. 1
市立喜平保育園	喜平町3-2-36	042-321-6949	30	90	40. 10. 1
市立津田保育園	津田町3-31-7	042-342-1764	30	90	43. 5. 1
市立小川保育園	小川町1-983	042-343-3621	30	90	45. 4. 20
市立小川西保育園	小川西町5-13-22	042-341-0076	42	67	45. 9. 1
市立仲町保育園	仲町7	042-343-8262	40	90	47. 4. 1
市立花小金井保育園	花小金井5-41-3	042-462-5775	33	67	49. 6. 1
市立上宿保育園	小川町1-308	042-345-1163	42	67	51. 5. 1
市立上水南保育園	上水南町3-8-2	042-323-1036	39	67	53. 4. 1
私立ゆたか保育園	学園東町575-35	042-341-2832	40	60	36. 4. 1
私立花小金井愛育園	花小金井1-26-10	042-461-9549	36	64	40. 3. 1
私立れんげ萩山保育園	小川東町4-3-18	042-344-1486	45	93	48. 4. 1
〃 分園	小川東町4-3-1	042-344-1484	32	0	H14. 4. 1
私立こぶし保育園	鈴木町1-148	042-344-1717	31	69	48. 7. 1
私立小平にこにこ保育園	小川東町1-38-18	042-344-8181	35	65	55. 4. 1
〃 分園	小川東町1-30-9	042-345-2233	20	0	H13. 4. 1
私立よつぎ第三保育園	津田町3-25-10	042-345-5044	45	0	55. 4. 1
〃 分園	学園西町2-23-4	042-344-1230	24	0	H13. 4. 1
私立白梅保育園	花小金井南町2-12-5	042-466-2015	30	0	56. 4. 1
私立ひめゆり保育園	天神町2-6-1	042-345-7322	40	0	58. 4. 1
私立にじいろ保育園上水本町	上水本町4-11-9	042-359-4815	28	39	H24. 4. 1
私立コピーブリス쿨こだいら	大沼町1-3-8	042-312-3801	27	33	H25. 4. 1
私立うめのき保育園	鈴木町2-186-4	042-497-6152	31	69	H25. 4. 1
私立たのしい森保育園	小川町1-3004-5	042-313-5960	28	33	H25. 4. 1
私立花小金井にこにこ保育園	花小金井4-11-22	042-452-2205	42	58	H25. 6. 1
私立やさしい森保育園	鈴木町1-463-1	042-312-0894	31	39	H26. 4. 1
私立コファン・ナーサリー花小金井	花小金井3-1-21-1	042-451-7020	36	54	H26. 4. 1
私立ドリームキッズ花南保育園	花小金井南町1-8-10	042-465-6610	22	24	H26. 5. 1
私立アスク花小金井保育園	花小金井6-16-3	042-452-0107	27	33	H26. 6. 1
私立てんじん保育園	天神町2-11-26	042-313-5030	27	33	H26. 7. 1
私立小平一橋学園雲母保育園	喜平町1-1-2	042-300-4111	27	33	H27. 4. 1
私立まなびの森保育園新小平	小川町2-1316-1	042-347-3231	27	33	H27. 4. 1
私立すずのき台保育園	鈴木町1-166-1	042-313-6355	39	90	H27. 4. 1
私立まるやま保育園	小川東町1-32-13	042-312-1995	30	0	H27. 4. 1
私立うれしい森保育園	鈴木町2-147-10	042-439-5509	35	45	H28. 4. 1
私立小平花小金井雲母保育園	花小金井南町2-10-40	042-452-2520	27	33	H28. 4. 1

私立学園まるやま保育園	学園東町 2-6-35	042-313-2130	27	33	H28. 6. 1
私立仲町にこにこ保育園	仲町 351-38	042-344-8118	35	45	H28. 7. 1
私立ふれあいの森保育園	学園西町 2-9-17	042-312-3922	26	54	H29. 4. 1
私立小平学園西雲母保育園	学園西町 3-27-14	042-349-8221	27	33	H29. 4. 1
私立小平なみき保育園	仲町 304-1	042-344-2030	50	0	H29. 4. 1
私立ゆりのこ保育園	仲町 521	042-312-1901	38	0	H29. 4. 1
私立美園おひさま保育園	美園町 3-18-11	042-386-4833	31	39	H29. 4. 1
私立プチ・ふたば保育園	鈴木町 1-344	042-341-2222	30	0	H29. 4. 1
私立このはな保育園	花小金井 7-27-1	042-497-5327	40	51	H29. 4. 1
私立しあわせの森保育園	花小金井南町 1-6-20	042-497-5678	29	51	H31. 4. 1
私立すこやかな森保育園	鈴木町 2-865-8	042-316-1310	31	39	R 2. 4. 1

(6) 小規模保育事業（保育課）

小規模保育事業は、定員 6 人から 19 人の比較的小規模な環境で 0 歳児から 2 歳児を対象に預かる保育施設です。

令和 3 年 4 月現在、小平市の小規模保育事業は 2 園です。（表 6）

表 6 小規模保育事業一覧

保 育 園 名	所 在 地	電 話	定員(人)
			2 歳以下
はぐみい保育園	小川西町 4-14-26	042-312-1949	18
こだはなコスモ保育園	花小金井南町 1-25-33	042-466-7575	19

(7) 家庭的保育事業（保育課）

家庭的保育事業は、定員 3 人から 5 人の家庭的な雰囲気の中で 0 歳児から 2 歳児を対象に預かる保育施設です。

令和 3 年 4 月現在、小平市の家庭的保育事業は 10 施設です。（表 7）

表 7 家庭的保育事業一覧

保 育 施 設 名	所 在 地	電 話	定員(人)
			2 歳以下
大場家庭的保育室	小川町 1-801-53	042-343-5562	5
木村家庭的保育室	上水本町 1-24-7	042-325-6405	4
かかず家庭的保育室	回田町 238-13	042-332-0082	5
しみず家庭的保育室	鈴木町 1-212-14	042-327-3912	5
大澤家庭的保育室	御幸町 118-8	042-324-2969	4
土屋家庭的保育室	花小金井南町 3-9-3-2	042-462-6920	5
いぐち家庭的保育室	花小金井 3-7-2	042-464-8812	4

こばやし家庭的保育室	中島町 16-17	042-346-1990	5
たぐち家庭的保育室	小川町 1-458-67	042-346-6074	5
はなっこ家庭的保育室	花小金井 8-7-15	042-347-0315	5

(8) 東京都認証保育所・家庭福祉員（保育ママ）（保育課）

東京都認証保育所・家庭福祉員（保育ママ）の制度は、主に0歳児から3歳未満児を中心に預かる保育施設です。

令和3年4月現在、認証保育所10か所・家庭福祉員（保育ママ）5施設があります。

(9) 認可保育園等の指導監査（生活支援課）

子ども・子育て支援法等の規定に基づき、保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、市内の認可保育園等に対し、指導監査を実施します。令和2年度は、認可保育園等3件に対して実施しました。

2 学童クラブ（子育て支援課）

学童クラブは、小学校低学年児童（1年～3年、ただし心身に障がいのある児童については6年まで）で、放課後帰宅しても保護者の就労等により適切な監護を受けられない児童のために、学童クラブ指導員が保護者にかわって余暇指導や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図るものです。

学童クラブの設置状況は次のとおりです。（表8）

表8 学童クラブ一覧表

（令和3年3月31日）

学童クラブ名	開設年月日	児童定員(人)	指導員数(人)	所在地	電話	設置場所
一 小 ク ラ ブ	S47. 4. 1	40	5	小川町 1-1082	042-344-5228	体育館併設
二 小 ク ラ ブ	S43. 4. 22	60	5	仲町 310	042-344-5227	学校敷地内独立
三小クラブ第1	S49. 4. 1	40	2	回田町 118	042-324-6826	体育館併設
三小クラブ第2	H19. 4. 1	40	4	回田町 118	042-321-0330	校内併設
四小クラブ第1	S43. 4. 20	60	4	学園西町 1-34-1	042-342-0242	学校敷地内独立
四小クラブ第2	H29. 4. 1	30	2	学園西町 1-34-1	042-343-8761	校内併設
五小クラブ第1	S46. 4. 1	60	3	花小金井 6-24-1	042-463-0044	校内併設
五小クラブ第2	H31. 4. 1	40	4	花小金井 6-24-1	042-461-0790	校内併設
五小クラブ第3	H31. 4. 1	40	4	花小金井 6-24-1	042-461-0791	校内併設
六小クラブ第1	S46. 4. 1	60	3	小川東町 3-1-2	042-342-0687	校内併設
六小クラブ第2	H21. 2. 1	40	4	小川東町 3-1-2	042-345-1352	学校敷地内独立

七小クラブ第1	S38.12.1	40	2	大沼町1-22-1	042-342-0680	体育館併設
七小クラブ第2	H11.4.1	40	2	大沼町1-22-1	042-342-0681	学校敷地内独立
七小クラブ第3	H13.9.1	40	2	大沼町1-22-1	042-342-0685	学校敷地内独立
八小クラブ	S47.4.1	40	6	鈴木町1-355	042-324-0389	体育館併設
九小クラブ第1	S44.6.1	40	2	鈴木町1-82	042-344-5229	体育館併設
九小クラブ第2	H12.4.1	40	2	鈴木町1-82	042-344-5220	校内併設
十小クラブ第1	S53.4.1	40	2	上水本町4-4-1	042-323-2893	体育館併設
十小クラブ第2	H26.4.1	40	3	上水本町4-4-1	042-321-1001	学校敷地内独立
十小クラブ第3	H29.4.1	40	3	上水本町4-1-13	042-321-5579	学校隣接地独立
十一小クラブ第1	S50.4.1	60	5	花小金井4-16-1	042-465-6044	学校敷地内独立
十一小クラブ第2	H28.4.1	30	2	花小金井4-16-1	042-465-6054	体育館併設
十二小クラブ	S49.4.1	40	6	小川町1-464	042-344-3637	体育館併設
十三小クラブ第1	S45.4.18	40	2	小川西町1-22-1	042-344-5479	学校敷地内独立
十三小クラブ第2	H10.4.1	40	2	小川西町1-22-1	042-345-7990	体育館併設
十四小クラブ第1	S49.4.1	40	2	仲町33	042-344-1843	学校敷地内独立
十四小クラブ第2	H21.2.1	40	2	仲町33	042-345-1354	学校敷地内独立
十五小クラブ第1	S49.4.1	40	2	小川町2-1136	042-344-1839	学校敷地内独立
十五小クラブ第2	H28.4.1	30	2	小川町2-1136	042-344-1862	体育館併設
花小金井小クラブ第1	S53.4.1	40	2	花小金井1-35-1	042-467-3450	体育館併設
花小金井小クラブ第2	H31.4.1	40	4	花小金井1-35-1	042-464-0331	校内併設
鈴木小クラブ	S51.4.1	40	2	鈴木町1-450	042-323-9477	体育館併設
学園東小クラブ第1	S52.4.1	40	2	学園東町2-15-1	042-344-7093	体育館併設
学園東小クラブ第2	H23.4.1	40	3	学園東町2-15-1	042-345-6863	学校敷地内独立
上宿小クラブ第1	S55.4.1	40	2	小川町1-327	042-344-4949	体育館併設
上宿小クラブ第2	H30.4.1	60	4	小川町1-327	042-346-2560	学校敷地内独立

※総児童定員 1,530人

### 3 児童館（子育て支援課）

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設であって、健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。

施設	開設年月日	所在地	電話	備考
花小金井南児童館	H14.2.1	花小金井南町3-3-17	042-461-9988	花小金井南地域センターに併設
小川町二丁目児童館	H19.2.2	小川町2-1154	042-345-6454	小川町二丁目地域センターに併設
小川町一丁目児童館	H25.3.15	小川町1-3045	042-347-2428	小川町一丁目地域センターに併設

#### 4 入院助産施設に対する入所（生活支援課）

##### (1) 入所状況

入院助産制度は、妊産婦が出産にあたって保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、その妊産婦が入院し助産を受ける費用を助成する制度です。

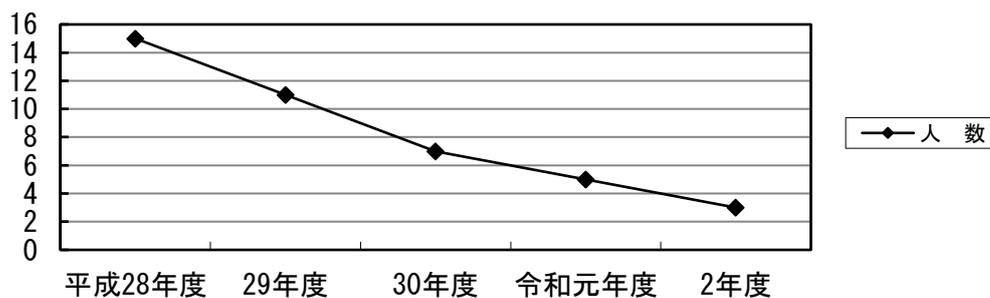
市内では、公立昭和病院が助産施設として指定を受け利用されています。

表9と図1は、入所状況及びその年次推移を示したものです。

表9 入所状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

施設名等	公立昭和病院	その他の病院	計
入所人員	2人	1人	3人

図1 入所状況年次推移



年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
人数	15	11	7	5	3

##### (2) 階層別入所

表10は、令和2年度の入院助産施設利用者を階層別にみたものです。

表10 階層別入所人員状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

階層	階層区分					
	A	B	C		D	
			1	2	1-1	1-2
入所人員	2人	1人	0人	0人	0人	0人
比率	67%	33%	0%	0%	0%	0%

(注) A = 生活保護法による被保護世帯

C = 市民税課税世帯

B = 市民税非課税世帯

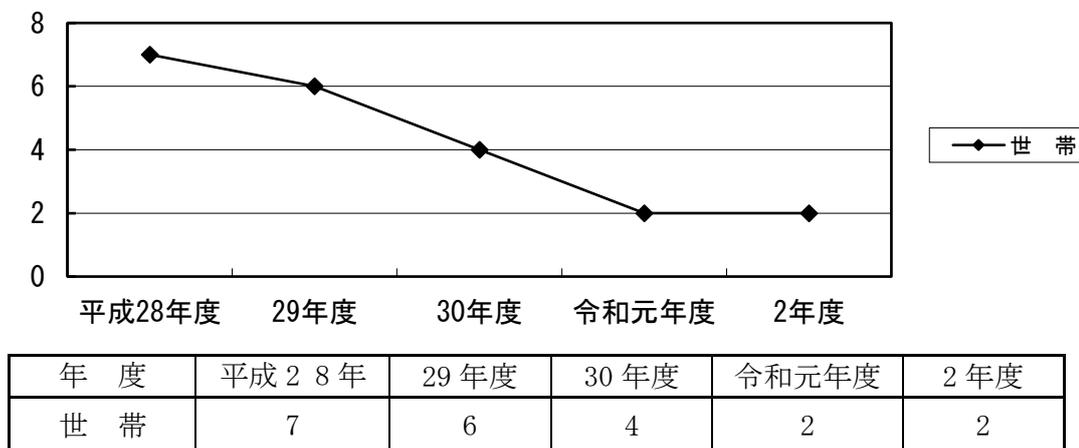
D = 所得税課税世帯

## 5 母子生活支援施設（生活支援課・子育て支援課）

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母と子が入所できる児童福祉施設です。

（令和2年度実績 2世帯6人、延べ13世帯38人、入所費5,438,303円）

図2 入所状況年次推移



## 6 認定こども園（保育課）

認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設です。子育てに関する相談や親子の集いの場を提供する子育て支援事業も行っています。

施設名 小平花小金井こども園（小平花小金井幼稚園・さくらんぼ保育園）  
 まるやまこども園（丸山幼稚園）  
 ひめゆりこども園（小平姫百合幼稚園）  
 めぐみこども園（小平学園幼稚園）

## 7 幼稚園アットホーム事業（保育課）

保育園の待機児解消及び子育て家庭の負担の軽減を図るため、私立幼稚園が午前7時30分から午後6時30分まで園児を預かる保育事業に対して、市が補助を行っています。

アットホーム事業実施幼稚園

洗心・なおび・小平神明・小平なみき・りんどう・弥生台・小平みどり・白梅・  
 たかのだい

計9園

## 8 一時預かり事業（保育課）

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態など様々な事情により、一時的にお子さんを認可保育園でお預りします。

施設名 れんげ萩山保育園分園・こぶし保育園・小平にこここ保育園・にじいろ  
 保育園上水本町・コビープリスクールこだいら・うめのき保育園・  
 小平一橋学園雲母保育園・まなびの森保育園新小平・小平花小金井雲母  
 保育園・市立花小金井保育園

保育時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00

#### 9 緊急一時保育（保育課）

市内にお住まいで、次のいずれか緊急とされる事由に該当する、満1歳から就学前までの健康なお子さんを、一時的に公立保育園で保育します。

- ア 保護者が死亡・行方不明などで不在のとき
- イ 保護者が傷病または出産で入院する必要のあるとき
- ウ 保護者が親族などの看護にあたる必要があるとき（重度かつ緊迫した状況の場合）
- エ 保護者が災害・事故などにより保育ができないとき

実施園

公立保育園全園

#### 10 定期利用保育事業（保育課）

市内認可保育園内の保育室の使い方を工夫し、パートタイムなどの就労により日中保育ができない保護者に代わり一定期間お子さんをお預かりします。

施設名 やさしい森保育園（令和2年4月～令和3年3月）  
 小平花小金井雲母保育園（令和2年4月～令和3年3月）  
 うれしい森保育園（令和2年4月～令和3年3月）

#### 11 病児・病後児保育事業（保育課）

生後6か月から小学校就学前までの、病気やけが、またはその回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりして保育を行います。

※申し込み前に、施設ごとに事前登録が必要です。

施設名	所在地	保育時間
たんぽぽ病児保育室	栄町2-10-6 (ちあきこどもクリニック併設)	月～土曜日(木曜日・祝日・年末年始を除く) 8：30～18：30
病児・病後児保育室あいびー	花小金井5-1-4 (公立昭和病院の職員用保育園に併設)	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8：00～18：00

12 子育てふれあい広場事業（子育て支援課）

乳幼児と子育て中の保護者を対象とした相談や保護者同士の交流を行っています。

実施場所 市立保育園全園（9園）及び地域センター7館（小川東第二・学園西町・美園・喜平・御幸・小川西町・小川西町中宿）、児童館3館（花小金井南・小川町二丁目・小川町一丁目）

13 子ども家庭在宅サービス（子どもショートステイ事業）（子育て支援課）

児童の養育が困難となった場合に、市が指定する施設で一時的に日帰り及び宿泊を伴う養育を行います。

施設名 東京サレジオ学園

14 子ども家庭支援センター事業（子育て支援課）

子どもと家庭に関する悩みや児童虐待に関する相談、子育て中の親子の交流、子育て情報の提供などを行っています。

所在地 小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東2階

電話 042-348-2100

相談専用電話 042-348-2102

虐待ほっとライン 042-347-3192

開設時間 火～土曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～18：00

15 ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

育児の援助を行う方（提供会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が会員となる相互援助活動を支援します。

場所 小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東2階

電話 042-348-1780

開設時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

16 子ども広場事業（子育て支援課）

常設の子育て広場において専門のスタッフが子育ての相談、保護者の交流、子どもの遊びの指導、子育て情報の提供、講習会などを行っています。

実施日 月～土曜日（休館日を除く）

実施場所 中島地域センター・小川東町地域センター・大沼地域センター・天神地域センター・上水本町地域センター・さわやか館・鈴木地域センター  
(水曜日のみ)

17 養育支援ヘルパー派遣事業（子育て支援課）

出産前後の家事や育児が困難な家庭に、育児支援ヘルパーを派遣します。

第3節 児童の手当

1 児童手当支給（子育て支援課）

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を監護している人に支給しています。平成22年4月から子ども手当になり、平成24年4月から児童手当になりました。（表11）

表11 支給状況

（各年3月31日）

年度	延人員(人)	月 額 (円)		金 額 (円)
平成 28	272,125	3歳未満	一律 15,000	2,832,505,000
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子 10,000	
			第3子以降 15,000	
		中学生	一律 10,000	
特例給付	一律 5,000			
29	274,557	3歳未満	一律 15,000	2,850,910,000
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子 10,000	
			第3子以降 15,000	
		中学生	一律 10,000	
特例給付	一律 5,000			
30	277,817	3歳未満	一律 15,000	2,872,035,000
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子 10,000	
			第3子以降 15,000	
		中学生	一律 10,000	
特例給付	一律 5,000			
令和 元	279,876	3歳未満	一律 15,000	2,880,735,000
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子 10,000	
			第3子以降 15,000	
		中学生	一律 10,000	
特例給付	一律 5,000			
2	281,309	3歳未満	一律 15,000	2,876,940,000
		3歳以上 小学校修了前	第1・2子 10,000	
			第3子以降 15,000	
		中学生	一律 10,000	
特例給付	一律 5,000			

## 2 児童扶養手当支給（子育て支援課）

父又は母が死亡し、もしくは障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、もしくは、これと同様の状態にある児童で、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で一定以上の障がいがある児童を監護又は養育している人に支給しています。（表12）

表12 支給状況 (令和3年3月31日)

	区 分		延 人 員 (人)	金 額 (円)
令和 2年度	全部支給		7,156	308,638,190
	一部停止		4,958	131,858,980
	加算額	2子加算	4,774	45,080,580
		3子以降加算	1,212	7,090,630

(注) 支給月額、受給者の所得に応じて全部支給もしくは一部停止となっている。

## 3 特別児童扶養手当支給（子育て支援課）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している人に支給しています。（表13）

- ・身体障害者手帳おおむね 1級～3級
- ・愛の手帳おおむね 1度～3度
- ・上記と同程度の疾病もしくは身体や精神の障がいがある

表13 支給状況 (各年3月31日)

区分 年度	等 級 1 級		等 級 2 級	
	受給者(人)	月 額(円)	受給者(人)	月 額(円)
平成 28	138	51,500	65	34,300
29	136	51,450	62	34,270
30	110	51,700	54	34,430
令和元	112	52,200	62	34,770
2	122	52,500	57	34,970

(注)障がいの程度に応じて、等級が異なる。

#### 4 児童育成手当支給（子育て支援課）

##### ア．育成手当

父又は母が死亡し、もしくは障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を監護している人に支給しています。

##### イ．障害手当

つぎのいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している人に支給しています。

（表14）

- ・ 身体障害者手帳1級～2級
- ・ 愛の手帳1度～3度
- ・ 脳性まひ又は、進行性筋いしゆく症

表14 支給状況

（各年3月31日）

区分 年度	育 成 手 当			障 害 手 当		
	延人員(人)	月 額(円)	金 額(円)	延人員(人)	月 額(円)	金 額(円)
平成 28	26,354	13,500	355,779,000	1,928	15,500	29,884,000
29	26,170	13,500	353,295,000	1,977	15,500	30,643,500
30	25,731	13,500	347,368,500	1,881	15,500	29,155,500
令和元	24,737	13,500	333,949,500	1,752	15,500	27,156,000
2	24,385	13,500	329,197,500	1,756	15,500	27,218,000

#### 5 心身障害児福祉手当支給（子育て支援課）

20歳未満で身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1度～4度、脳性まひ、進行性筋いしゆく症、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1に規定する特殊疾病に罹患している児童を扶養している人に支給しています（児童育成手当条例の障害手当を受けている場合は除く）。（表15）

表 1 5 支給状況

(各年 3 月 31 日)

区分 年度	身障手帳 1・2 級、 愛の手帳 1・2・3 度、 脳性まひ、進行性筋いしゆく症			身障手帳 3・4 級 愛の手帳 4 度			指定難病又は特殊疾病		
	延人員 (人)	月 額 (円)	金 額 (円)	延人員 (人)	月 額 (円)	金 額 (円)	延人員 (人)	月 額 (円)	金 額 (円)
平成 28	475	7,750	3,681,250	1,652	7,750 または 3,800	11,748,350	202	7,750 または 3,800	1,344,300
29	353	7,750	2,735,750	1,707	7,750 または 3,800	12,020,550	226	7,750 または 3,800	1,514,500
30	334	7,750	2,588,500	1,716	7,750 または 3,800	11,952,050	257	7,750 または 3,800	1,715,850
令和 元	328	7,750	2,539,850	1,672	7,750 または 3,800	11,748,700	307	7,750 または 3,800	2,011,900
2	398	7,750	3,084,500	1,669	7,750 または 3,800	11,591,750	385	7,750 または 3,800	2,509,750

(注) 身障手帳 3・4 級、愛の手帳 4 度及び指定難病又は特殊疾病については、所得制限により月額が異なる。

## 6 幼児養育費補助（子育て支援課）

- (1) 4 月 1 日現在 3 歳～5 歳の公的負担補助を受けていない幼児施設へ通う児童、及び 4 歳又は 5 歳の在宅児を養育している保護者に交付しています。(表 1 6)

表 1 6 支給状況

(各年 3 月 31 日)

年度	延人員 (人)	月 額 (円)	金 額 (円)
平成 28	312	3,300	1,029,600
29	293	3,300	966,900
30	255	3,300	841,500
令和 元	477	3,300	1,574,100
2	130	3,300	429,000

- (2) 4 月 1 日現在 0 歳～5 歳の認可外保育施設等に通う児童の保育料に対して、月額上限額までを補助しています。(表 1 7)

表 1 7 支給状況

年度	延人員 (人)	月額上限額 (円)	金額 (円)
令和 元	364	42,000 または 37,000	9,427,200
2	616	42,000 または 37,000	18,460,062

(注) 令和元年 10 月から開始した、幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等  
を利用する場合の給付として実施しています。

#### 7 乳幼児医療費助成制度 (子育て支援課)

6 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童 (義務教育就学前の児童) の医療費の  
一部 (被保険者証を使って窓口で支払うことになっている保険の自己負担分) を助成す  
るものです。なお、保険の対象にならないものについては助成されません。(表 1 8)

表 1 8 助成状況

年度	区分	対象者数(人)	受診件数(件)	医療助成費(円)
平成 28	都分	10,743	197,497	333,201,845
	市分	1,052	16,784	27,183,472
29	都分	10,701	198,082	337,738,933
	市分	1,043	16,873	28,212,250
30	都分	10,804	197,575	332,217,529
	市分	1,180	18,726	32,964,281
令和 元	都分	10,865	195,136	331,782,392
	市分	1,223	20,269	35,281,241
2	都分	10,497	138,765	249,650,757
	市分	1,266	15,350	29,792,579

#### 8 義務教育就学児医療費助成制度 (子育て支援課)

義務教育就学期にある児童 (小・中学生) の医療費の一部を助成するものです。  
通院の場合、保険の自己負担分のうち一部負担金 (上限 200 円) を除き助成します。  
調剤及び訪問看護、入院の場合、一部負担金 (上限 200 円) はありません。  
なお、保険の対象にならないものについては助成されません。(表 1 9)

表 1 9 助成状況

年度	対象者数(人)	受診件数(件)	医療助成費(円)
平成 28	10,832	147,759	305,521,638
29	10,996	148,042	302,621,448
30	11,114	154,142	319,893,157
令和 元	11,337	153,651	316,194,764
2	11,442	125,779	283,314,993

9 子育て世帯への臨時特別給付金（子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症の子育て世帯への影響を踏まえ、臨時特別的な給付措置として、児童手当を受給している人に子育て世帯への臨時特別給付金を支給しました。

対象児童 1 人当たり 10,000 円を支給しました。（表 2 0）

表 2 0 支給状況（令和 3 年 3 月 31 日）

支給件数（件）	金額（円）
14,026	227,430,000

10 ひとり親世帯臨時特別給付金（子育て支援課）

新型コロナウイルス感染症のひとり親世帯への影響を踏まえ、臨時特別的な給付措置として、児童扶養手当を受給している人等にひとり親世帯臨時特別給付金を支給しました。

基本給付として 1 世帯当たり 50,000 円、第 2 子以降 30,000 円を支給し、同額を再支給しました。更に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変者には、追加給付として 1 世帯当たり 50,000 円を支給しました。（表 2 1）

表 2 1 支給状況（令和 3 年 3 月 31 日）

区 分	支給件数（件）	金額（円）
基本給付	1,127	72,940,000
基本給付（再支給分）	1,127	72,940,000
追加給付	693	34,650,000
合 計	2,947	180,530,000